

結果（途中・終了）

平成27年4月1日時点

担当課（障害者支援課）

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	重度医療費支給手続き等の条例改正	市が考える 市民等への影響	<メリット> 申請手続きの簡素化・窓口負担の軽減
名称	流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部改正		<デメリット> 自己負担額の発生
概要	平成27年8月診療分から、医療機関の窓口で受給券を提示することにより、受給券に記載された自己負担額のみで医療を受けられる現物給付方式による重度障害者医療費の支給を可能とする（県外の医療機関を受診した場合、医療機関の窓口で受給券を提示しなかった場合等は、従来どおり償還払いでの支給となる。） 負担基準額（支給対象者が最終的に負担する額）として、一定額以上の所得がある者については、通院1回又は入院1日当たり300円の負担を設ける。 重度障害者となった年齢が65歳以上の者については、重度障害者医療費制度の対象外とする。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	審議会の答申内容及び意見交換会において、自己負担額が発生するものの、現物給付化はやむを得ないものとされた。このことから、一部改正（案）を修正しないものとする。		

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	<p>(1)目的 審議会等・・・障害者基本法に基づき、必要な審議、市長への答申または建議 意見交換会・・・支給方法の変更に伴うことから、意見の聴取</p> <p>(2)理由 審議会に条例改正の内容等について諮問・答申を行う。現在、医療費の支給を受けている障害者、家族等からの意見を聴取する必要があると考え、意見交換会を実施する。</p>
--------------------------------	--

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
審議会等	—	—	—	諮問 平成27年1月14日 答申 平成27年1月21日	委員数 18人	<審議会委員の構成> ・福祉サービスの提供を受ける者を代表する方 2名 ・ボランティア団体を代表する方 1名、 ・社会福祉法人の役員又は職員 2名、 ・民生委員（児童委員） 1名、 ・医師会を代表する方 1名、 ・歯科医師会を代表する方 1名、 ・学識経験を有する方 1名、 ・関係行政機関の職員 2名、 ・市民等 7名		意見を反映した（案を修正した） ○ 案を修正しなかった その他		
意見交換会	<HP> H27年1月11日 <広報紙> H27年1月11日号	—	—	平成27年1月16日	参加者 9人	市民（障害者本人、保護者、家族等）	<HP> 平成27年2月19日～	意見を反映した（案を修正した） ○ 案を修正しなかった その他		
								意見を反映した（案を修正した） 案を修正しなかった その他		

(2)実施された市民参加の流れ

.....> * 継続的なもの

市民参加の手法	平成25年度												平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審議会等																								
意見交換会																								

審議会(1/14・1/21)
↔

意見交換会(1/16)
◇

意見公表
◇

議決
(3/20)
↔